

# 愛知県保険医協会

## 学生会員ニュース No.58

発行：愛知県保険医協会

住所：〒466-8655名古屋市昭和区妙見町19-2

TEL：052-832-1345 FAX：052-834-3512

ホームページ <https://aichi-hkn.jp/> e-mail [aichi-hkn@doc-net.or.jp](mailto:aichi-hkn@doc-net.or.jp)

### 【学生会員のみなさんへ】

昼間はまだまだ暑いですが、朝晩はめっきり過ごしやすくなりました。夏の疲れが出る時期でもありますので、体調管理には気をつけたいものです。今回は「無給医」について取り上げました。ぜひご覧ください。



### 「無給医」が50大学病院に2千人超

文部科学省は6月28日、全国の99大学108附属病院に勤務する医師・歯科医師31,801人のうち、50病院の2,191人が給与を支払われない「無給医」であったとする調査結果を公表しました。大学院生や専攻医などが、自己研鑽や研究などの名目で、実質的に労働していたり、診療のローテーションに組み込まれたりしていました。

この他にも無給の医師が1,304人いる7病院は現在も状況を精査中で、66病院の3,594人は勤務先から研修で派遣されたり、労働に当たらない程度の自己研鑽だったりするため、給与を支払われない合理的な理由があるとされています。半数以上の病院では医師に直接ヒアリングをしておらず、実質の無給医はもっと多いと思われます。無給医の多くは雇用契約が結ばれず、労災保険には未加入で、「別の病院で当直勤務をして生計を立てている」などの実態が明らかになりつつあります。

### 研修医も労働者 診療業務を行う大学院生とは雇用契約が必要

最高裁判所は2005年6月、関西医科大学の研修医過労死事件で「研修医は病院のために患者への医療行為に従事することが避けられず、労働者に当たる」と判断しました。文部科学省は2007年6月、大学院生等が診療業務を行う場合は「労災保険の適用が可能となる雇用契約を締結するなど適切な対応が必要」と通知しました。

初期研修医は研修に専念できるようアルバイトが禁止され、給与支払いが義務付けられていますが、後期研修医や大学院生に無給医が多く存在しています。

今回明らかとなった無給医に対して、各病院は雇用契約を結び、遡及して給与を支払うといった対応を決めました。「同一労働、同一賃金」の原則に基づいて給与を保障することが必要です。

### 背景には必要な診療報酬が保障されていない問題も

50年以上前にも無給医が1万人以上いました。名古屋大学副手会などが呼びかけた運動により社会問題化し、1970年に「非常勤医員」制度として有給医となった歴史があります。

無給医を生む背景には、必要な診療報酬が保障されていないという医療制度上の問題があります。保険医協会は国民・患者に良質な医療が提供できるよう、診療報酬の大幅な引き上げを求めて運動しています。

学生会員ニュースの  
バックナンバーはこ  
ちらから ↓

